

**経済産業大臣の確認を受けないで輸入割当てを受けた者から輸入の委託
を受けた者が、当該貨物の輸入の承認を受けることができる場合**

通商産業省告示第788号（平成12年12月20日）

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第九条第一項ただし書の規定に基づき、経済産業大臣の確認を受けないで輸入割当てを受けた者から輸入の委託を受けた者が、当該貨物の輸入の承認を受けることができる場合を次のように定め、平成十三年一月六日から施行する。

なお、昭和五十五年通商産業省告示第五百四十一号（通商産業大臣の確認を受けないで輸入割当てを受けた者から輸入の委託を受けた者が、当該貨物の輸入の承認を受けることができる場合を定める等の件）は平成十三年一月五日限り、廃止する。

輸入貿易管理令第九条第一項ただし書の経済産業大臣が定める場合は、加工貿易原材料（加工貿易原材料として特別の輸入割当てが行われる貨物に限る。）について輸入割当てを受けた加工業者又は加工業者の属する団体から輸入の委託を受けた者が当該輸入割当てに係る貨物を輸入使用とする場合とする。